

# 民事 RICO 法と人身傷害に起因する事業上又は財産上の損害

—米国連邦最高裁判所 2025 年 4 月 2 日判決—  
Medical Marijuana, Inc., et al. v. Horn, 604 U.S. \_\_\_\_ (2025)

岡原記念英米法研究会  
弁護士 田中 豊 Yutaka Tanaka

## I はじめに

今回取り上げる連邦最高裁判決は、組織犯罪対策の一環として、私人に法執行機能を補完する役割を担わせる目的で、組織犯罪によって損害を被った私人に対し、連邦裁判所に三倍賠償請求訴訟を提起する権利を付与した「民事 RICO 法 (civil RICO)」と通称される連邦法の解釈を取り扱ったものである。

合衆国は、1970年に詐欺恐喝及び腐敗組織に関する法律 (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act(RICO)<sup>1</sup>) を制定したが、民事 RICO 法とは同法のうち民事救済を規定する 1964 条(c)項<sup>2</sup>を指している。

前記のとおり、民事 RICO 法は組織犯罪によって被害を受けた私人が法執行の一翼を担うことを期待して連邦裁判所への民事訴訟の提起を許容することにしたのであるが、その後、実際には、証券詐欺等の取引上の不法行為による損害の回復といった州法分野における紛争が連邦裁判所に持ち込まれることになり、民事 RICO 法が本来の目的とはそぐわない形で使われているといった批判を受けるようになった。

このような批判を勘案し、連邦議会は、1995 年、1964 条(c)項に「ただし、1962 条違反の主張・立証は、証券の売買取引に係る詐欺として提訴

することのできる行為によることはできない。当該詐欺に関して刑事訴追を受けた者に対する訴えはこの限りではなく、その場合、刑事有罪判決が確定した日をもって時効の起算日とする。」との条文を追加するに至った。

本判決が取り上げた唯一の問題は、事業上又は財産上の損害を被った場合であっても、それが人身傷害に起因するときは、民事 RICO 法はその賠償を許容しないと解釈すべきであるかどうかについてであるが、一見極めて単純な問題の背景に、連邦法が本来的に実現すべき目的との関係においてどのように解釈するのが賢明であるかという法政策論が存在することに注意しておく必要がある。

## II 事案の概要

### 1 当事者の関係と上告人の販売した薬品摂取による被上告人の失職

#### (1) 被上告人ダグラス・ホーンと上告人メディカル・マリファナ社販売の薬品「ディクシー X」との出会い

被上告人ダグラス・ホーン（以下「ホーン」という。）は、商用トラックの運転手として働いていたが、2012 年、交通事故により腰と肩を負傷し、数か月たっても、慢性的な痛みで悩

1 合衆国法典第 18 篇第 95 章の 1951 条から 1960 条まで及び第 96 章の 1961 条から 1968 条まで。

2 18 U.S.C. § 1964(c)は、「本章 1962 条に違反する行為により事業上又は財産上の損害を被った者は、適切な連邦地方裁判所に訴えを提起することができ、当該損害額の 3 倍の賠償及び合理的な弁護士費用を含む訴訟費用の回復を受ける…」と規定する。